

X i サービス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]	[ 現 行 ]
<p>第1章～第14章（略）</p> <p>料金表（略）</p> <p>別表1～別表7（略）</p> <p>附 則（令和4年3月7日経企第3130号） （実施期日）</p> <p>1 この附則は、令和4年3月15日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この附則実施前に支払い又は支払わなければならなかったX i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （その他）</p> <p>3 経企第2854号（平成30年3月8日）の附則第3項を次のように改めます。</p> <p>3 削除</p>	<p>第1章～第14章（略）</p> <p>料金表（略）</p> <p>別表1～別表7（略）</p>

F O M A サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]

[ 現 行 ]

- 附 則（令和 4 年 3 月 7 日経企第 3130 号）  
（実施期日）
- 1 この附則は、令和 4 年 3 月 15 日から実施します。  
（経過措置）
  - 2 この附則実施前に支払い又は支払わなければならなかった F O M A サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。  
（その他）
  - 3 経企第 2854 号（平成 30 年 3 月 8 日）の附則第 3 項を次のように改めます。
- 3 削除

国 際 電 話 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]	[ 現 行 ]
<p>第1章～第8章（略）</p> <p>料金表（略）</p> <p>別表（略）</p> <p>附 則（令和4年3月7日経企第3130号） （実施期日）</p> <p>1 この附則は、令和4年3月1日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この附則実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかった国際電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （通話料に関する特例）</p> <p>3 この附則実施の日から令和4年3月31日までの間において、X i 等に係る契約者回線（専用回線等接続サービスにおける専用回線等を含みます。）からの国際電話サービスに関する通話（通話先区分が別表（取扱地域）に規定するウクライナであるものに限ります。）に関する料金については、料金表第1表第1（通話料）の2（料金額）の規定にかかわらず、支払いを要しません。</p>	<p>第1章～第8章（略）</p> <p>料金表（略）</p> <p>別表（略）</p>